

乗務員への指導・監督の記録

実施月日	令和3年12月3日
時間	7時0分～11時45分
場所	北上本店 営業所

非公開

非公開

【一般的な指導事項】

- ①事業用自動車を運転する心構え
- ②事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
- ③事業用自動車の構造上の特性
- ④乗車中（運行中）の旅客の安全を確保（シートベルトの着用等）するために留意すべき事項
- ⑤旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項
- ⑥主として運行する経路若しくは、経路又は営業区域における道路及び交通の状況
- ⑦危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法
- ⑧運転者の運転適性に応じた安全運転の指導
- ⑨交通事故に関わる運転者の生理的（睡眠不足等）及び心理的要因並びにこれらへの対処方法
- ⑩健康管理の重要性
- ⑪安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
- ⑫ヒヤリハット体験の報告やや運転にかかる苦情の申し出、又は事故が発生した場合には当該運転者に対してドライブレコーダーにより必要な指導を行う
- ⑬⑭のドライブレコーダーの記録を活用したヒヤリハット体験を共有する
- ⑭非常信号用具、非常口、消火器の取り扱いの指導

指導・教育の内容

交通事故に関わる運転者の生理的(睡眠不足等)及び心理的要因並びにこれらへの対処方法
 事故事例 過労が原因で居眠り運転に陥り、防音壁に衝突し乗客7名が死亡
 ポイント 1. 睡眠不足の危険を理解させる ポイント 2 酒気残りの危険に気づかせよう
 1. 休憩時間が長くて走行中はアルコールを絶対に飲まない
 キーワード 1. 少量の飲酒 2. すぐに換気 3. 休憩時の飲酒厳禁
 2. 汗をかき気にして「急ぎの心理」に陥り危険を自覚しよう
 キーワード 1. 急ぎの心理 2. 強引な運転をしすぎ 3. 安全に到着することが使命
 3. 睡眠不足や疲労が残ったまま運転することがないように気づけよう
 キーワード 1. 睡眠不足 2. 居眠り運転 3. 疲労を残さない
 ◎ 労働法 労働時間についての規定 (改善基準告示等)
 ※ 12月の重点安全目標
 飲酒運転の根絶を図ろう
 ◎ 働き盛りの健康づくり出前講座 講師 岩手県中部保健所 金澤 海斗

非公開

※この教育記録は営業所で3年間保存すること。

